

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
66	(株)春山組	奈良県北葛城郡	8年3月6日 から 8年4月5日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者の経営業務管理責任者である代表者は、令和4年12月から令和5年2月までの間、他社が受注した公共工事において、自身を主任技術者として通知し、主任技術者が務めるべき業務に従事していた事実が認められた。当該工事期間は、(株)春山組での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号に違反すると認められた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、奈良県より、令和8年1月7日付で、建設業法の規定に基づく監督処分(指示処分)を受けた。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
65	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋	8年2月20日 から 8年6月19日 (4ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令や課徴金納付命令を行った。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
64	丸栄調査設計(株)	三重県松阪市	8年2月20日 から 8年6月19日 (4ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令や課徴金納付命令を行った。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
63	(株)トーチコンサルティング	東京都渋谷区	8年2月20日 から 8年4月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令や課徴金納付命令を行った。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
62	大日コンサルタント(株)	岐阜県岐阜市	8年2月20日 から 8年4月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令や課徴金納付命令を行った。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
61	日本交通技術(株)	東京都台東区	8年2月20日 から 8年6月19日 (4ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者らは、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令や課徴金納付命令を行った。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
60	杉山管工設備(株)	神奈川県横浜市	8年2月20日 から 8年3月19日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和5年12月から令和7年9月にかけて、神奈川県内及び群馬県内で施工した管工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置する技術者を専任で置かなければならない工事にもかかわらず、工期が重複する他の現場においても監理技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
59	(有) 成瀬舗設	東京都町田市	8年2月20日 から 8年3月5日 (2週間)	別表第1第8号	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	当該業者は、令和6年7月23日、神奈川県横浜市の整地工事において、車両系建設機械であるローラーを使用して配下の労働者に当該工事の転圧作業を行わせた。転圧する敷地端部が傾斜のため1. 2メートルの段差があり、同ローラーの転倒又は転落により労働者に危険が生ずる恐れがあったにもかかわらず、誘導員を配置するなど、危険を防止するための必要な措置を講じずに労働者がローラーごと転落する死亡事故を発生させた。この件について、当該業者及び当該業者の使用人は、令和7年4月10日、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反により、罰金刑となった。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
58	(株) KIKUZAKI 電気	東京都多摩市	8年2月20日 から 8年3月19日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年3月から同年7月までの期間、神奈川県内の民間工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、配置する技術者を専任で置かなければならない工事にもかかわらず、主任技術者を他の工事と兼務させた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年12月15日、東京都知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
57	ReBORNGROUP (株)	神奈川県横浜市	8年2月20日 から 8年3月19日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和5年12月から令和7年5月までの間に神奈川県内で請け負った電気工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結した。このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、神奈川県知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
56	(有) 兼平	東京都国立市	8年1月9日 から 8年2月19日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分（7日間）を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
55	東京ガスコミュニケーションズ (株)	東京都新宿区	8年1月6日 から 8年3月5日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分（22日間）を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
54	(株) ニッパツパーキングシステムズ	神奈川県横浜市	8年1月6日 から 8年2月16日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和3年から令和6年の間に東京都及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分（15日間）を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
53	京葉ガスエンジニアソリューション (株)	千葉県市川市	7年12月19日 から 8年2月18日 (2ヶ月)	別表第2第8号 (イ)	公契約関係競争等妨害又は談合	当該業者の従業員 (当時) は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競争等妨害の疑いで略式起訴された。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
52	松浦建設 (株)	神奈川県小田原市	7年12月19日 から 8年3月18日 (3ヶ月)	別表第2第3号 (イ)	贈賄	当該業者の代表取締役 (当時) 及び営業部長 (当時) が、神奈川県小田原市の下水道工事などを巡り、小田原市環境部長が取附容疑で逮捕された事件で、当該事業者が便宜を図ってもらった見返りとして、令和6年8月と令和7年2月の2回、計20万円の商品券を小田原市環境部長へ渡した。このことについて令和7年9月24日、横浜地方検察庁に贈賄の罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
51	赤城造林 (有)	群馬県沼田市	7年12月12日 から 8年1月11日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことにより、当該事業者及び同社代表取締役 (当時) は、労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反により、令和6年12月12日、沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月7日にその刑が確定し、令和7年7月28日、群馬県より建設業法第28条第1項第3号に基づく指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
50	八咫商事 (同)	北海道札幌市	7年12月1日 から 7年12月31日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、陸上自衛隊富士学校発注の静岡県内の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。このことが建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月16日、静岡県知事より監督処分 (指示) を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
49	日本トレクス (株)	愛知県豊川市	7年11月28日 から 8年1月27日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和2年12月22日までに、令和4年2月1日以降に販売する特定トレーの販売価格を引き上げることと両者で合意した。加えて、令和4年8月1日および令和5年2月1日以降に販売する特定トレーの販売価格を引き上げることと両者で合意した。これらの行為について、令和7年9月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
48	東邦車輛 (株)	群馬県邑楽郡	7年11月28日 から 8年1月27日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和2年12月22日までに、令和4年2月1日以降に販売する特定トレーの販売価格を引き上げることと両者で合意した。加えて、令和4年8月1日および令和5年2月1日以降に販売する特定トレーの販売価格を引き上げることと両者で合意した。これらの行為について、令和7年9月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
47	Daigasガスアンドパワーソリューション(株)	大阪府大阪市	7年11月21日 から 8年1月1日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、令和7年9月22日、大阪府知事より営業停止処分(7日間)を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
46	極東開発工業(株)	大阪府大阪市	7年11月21日 から 8年1月20日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っており、鋼材等の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることについて両社で合意した。加えて、令和5年2月7日までに、塵芥車に取り付けられる架装物及びチールゲートリフトの販売価格を更に引き上げることについて両社で合意した。これらの行為について、令和7年9月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであると公表した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
45	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市	7年11月21日 から 8年1月20日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っており、鋼材等の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることについて両社で合意した。加えて、令和5年2月7日までに、塵芥車に取り付けられる架装物及びチールゲートリフトの販売価格を更に引き上げることについて両社で合意した。これらの行為について、令和7年9月24日、公正取引委員会は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであると公表した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
44	(株)岡島電設工業	奈良県磯城郡	7年11月14日 から 7年12月25日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県知事から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(7日間)を受けた。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
43	HOE i(有)	沖縄県石垣市	7年11月14日 から 8年2月13日 (3ヶ月)	別表第2第4号(イ)	贈賄	当該業者の代表取締役(当時)は、沖縄県糸満市が発注した公園遊具の更新実施設計委託業務を巡り、当該業者が特約店契約を結ぶ遊具製造会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、同市職員に家電製品を供与し、令和7年9月10日、沖縄県警に贈賄容疑で逮捕され、同年10月1日、那覇地検に贈賄罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
42	(株)ジェアール東日本企画	東京都渋谷区	7年11月11日 から 8年8月10日 (9ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に虚偽の記載を行い、国土交通本省等に提出し補助金を過大に請求していた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
41	(株) 中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区	7年10月24日 から 8年1月23日 (3ヶ月)	別表第2第8号(イ)	公契約関係競売等妨害又は談合	当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたこと及び同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月20日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
40	(株) 八木運送	熊本県熊本市	7年10月15日 から 7年11月14日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の取締役(当時)が、架空の資産を計上するなどして、消費税及び地方消費税を脱税したとして令和7年7月18日、熊本地方検察庁に消費税法違反の罪で起訴された。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
39	株式会社大達土木	東京都江戸川区	7年10月6日 から 7年12月5日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より25日間の営業停止処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
38	丸浜舗道株式会社	山梨県甲府市	7年10月6日 から 7年11月5日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事において、配置した主任技術者を、別の甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が重複しているにもかかわらず配置し施工に当たらせていた。このことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
37	株式会社ティーバランス	東京都足立区	7年10月6日 から 7年11月5日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載のうえ発注者に提出を行い、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかったことで、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
36	小池建設株式会社	長野県飯田市	7年10月6日 から 7年11月5日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者及び代表取締役(当時)が、令和5年7月10日、「飯田市維持修繕工事」の現場において発生した労働災害について、飯田労働基準監督署長へ労働者死傷病報告書の提出を怠り、労働安全衛生法違反で略式起訴され令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑(20万円)の略式命令を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
35	株式会社佐武建設	岩手県陸前高田市	7年9月26日 から 7年10月9日 (2週間)	別表第1第8号	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	当該業者は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年2月27日に刑が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
34	株式会社緑研	熊本県熊本市	7年9月19日 から 7年10月18日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の代表取締役は、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日、熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起訴された。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
33	株式会社石川組	秋田県鹿角市	7年9月5日 から 7年10月4日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の現場代理人は、秋田県鹿角市が発注した解体工事現場において、下請事業者である大館桂工業株式会社と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
32	大館桂工業株式会社	秋田県大館市	7年9月5日 から 7年10月4日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の現場代理人は、秋田県鹿角市が発注した解体工事現場において、元請事業者である株式会社石川組と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、当該業者に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
31	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区	7年9月5日 から 7年11月4日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案業務等に関し、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受け、排除措置命令を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
30	株式会社小又建設	青森県上北郡	7年9月5日 から 7年10月4日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該業者の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、福島県警察 猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県
29	多野産業株式会社	群馬県藤岡市	7年8月8日 から 7年11月7日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競争等妨害又は談合	当該事業者の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
28	株式会社ヒロセ	大分県大分市	7年8月8日 から 7年12月7日 (4ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又は談合	当該事業者の代表取締役及び取締役が、大分市が令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐる、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴された。(取締役は不起訴)	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
27	関東建設工業株式会社	群馬県太田市	7年8月8日 から 7年10月7日 (2ヶ月)	別表第2第8号(イ)	公契約関係競売等妨害又は談合	当該事業者の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
26	株式会社グンエイ	群馬県太田市	7年8月8日 から 7年11月7日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競売等妨害又は談合	当該事業者の専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
25	株式会社ライムインモト	長崎県諫早市	7年8月7日 から 7年11月6日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増した完成工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
24	ランゲート株式会社	京都府京都市	7年7月28日 から 7年8月27日 (1ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該事業者の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増して同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあるとして、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
23	パナソニック株式会社	大阪府門真市	7年7月18日 から 7年8月17日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
22	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区	7年7月18日 から 7年9月17日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より、22日間の営業停止処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、
21	パナソニック関東設備株式会社	群馬県前橋市	7年7月18日 から 7年9月17日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より、22日間の営業停止処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
20	パナソニックマーケティングジャパン株式会社	大阪府大阪市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（関東地方整備局）より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
19	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
18	パナソニックE Wエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市	7年7月18日 から 7年10月17日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、令和7年1月31日付けで建設業許可部局（近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 ①建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
17	大成産業株式会社	青森県青森市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第2第3号(イ)	贈賄	当該業者の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
16	関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年11月14日 (3ヵ月+6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると、11日間の営業停止処分を受けた。 また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない者を当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項に該当すると、指示処分を受けた。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
15	株式会社KANSOテクノス	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年9月3日 (2ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
14	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
13	関電プラント株式会社	大阪府大阪市	7年7月4日 から 7年10月3日 (3ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
12	日精(株)	東京都港区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
11	住友重機械搬送システム(株)	東京都品川区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
10	I H I 運搬機械(株)	東京都中央区	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定P S工事および特定エレベーター方式P S設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
9	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市	7年6月20日 から 7年8月19日 (2ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
8	フジバスク(株)	東京都世田谷区	7年6月20日 から 7年10月19日 (4ヶ月)	別表第2第5号	独占禁止法違反行為	当該業者は、公正取引委員会により、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
7	(株)山龍	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競争等妨害又は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した指名競争入札をめぐり、(株)堀内組の使用者(1名)とともに公契約関係競争入札妨害の疑いで長崎県警察に逮捕され、同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
6	(株)春本工業	長崎県佐世保市	7年6月13日 から 7年9月12日 (3ヶ月)	別表第2第10号	公契約関係競争等妨害又は談合	当該業者は、長崎県佐々町が発注した指名競争入札をめぐり、(株)堀内組の使用者(1名)とともに公契約関係競争入札妨害の疑いで長崎県警察に逮捕され、同罪で長崎地方検察庁から起訴された。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別記様式3 令和7年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
5	(株)佐電工	佐賀県佐賀市	7年4月30日 から 7年6月29日 (2ヶ月)	別表第2第8号(イ)	公契約関係競売等妨害又は談合	本件は、佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、当該事業者の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕されたものである。 また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
4	丸和工業(株)	埼玉県北本市	7年4月25日 から 7年5月8日 (2週間)	別表第1第8号	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	当該事業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。 この件について、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県
3	日新興業(株)	大阪府大阪市	7年4月25日 から 7年6月5日 (6週間)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該事業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けた。	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
2	鹿島道路(株)	東京都文京区	7年4月11日 から 7年7月10日 (3ヶ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該事業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことなどが発覚した。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
1	(株)NIPPPO	東京都中央区	7年4月11日 から 7年7月18日 (10週間+1ヵ月)	別表第2第15号	不正又は不誠実な行為	当該事業者は、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、系列プラントが契約図書の指定と異なるアスファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷伝票を明示していたことについて、管理指標実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず品質管理義務を果たさなかった。	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県